

仙台市の固定資産価格決定通知書の 取扱い変更に関するお知らせ

仙台法務局と仙台市間において、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知が電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、仙台市区長が交付した「固定資産価格決定通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として仙台法務局へ提出していただいていたおりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続き等が一部変更されました。

※ 仙台市所在の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請される際に仙台市区長が交付しておりました「固定資産価格決定通知書」は平成22年1月4日から廃止されました。

※ 「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。ない場合は、仙台市区長が発行する「固定資産税資産評価証明書（有料）」等の添付が必要となります。

※ 従来どおり登記申請時において、「固定資産税課税明細書」や「固定資産税資産評価証明書」等により不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

※ 未評価の土地につきましては、仙台法務局不動産登記部門において、近傍土地の評価額等の情報を提供します。法務局窓口で請求用紙をお渡ししますのでお申し出ください。

仙台法務局不動産登記部門